

## 外務員の登録等に関する規則

平 17. 6. 27 制 定

平 19. 8. 28 一部改正

平 19. 10. 26 一部改正

平 21. 2. 25 一部改正

平 22. 4. 30 一部改正

平 24. 11. 22 一部改正

平 27. 5. 28 一部改正

平 29. 3. 13 一部改正

### (目的)

第1条 この規則は、金融商品取引法（以下「法」という。）第64条の7第1項の規定に基づく外務員の登録に関する委任事務に関し、外務員の登録申請手続き、登録の拒否要件、外務員の処分等を定め、外務員登録制度の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規則において外務員とは、会員の金融商品取引業（登録金融機関業務を含む。）の業務（以下「金融商品取引業務」という。）に従事する役員又は従業員（以下「従業員等」という。）のうち、その会員のために法第64条第1項各号に掲げる行為（以下「外務員の職務」という。）を行う者をいう。

### (外務員の登録義務)

第3条 会員は、従業員等に金融先物取引業（定款第2条の2第5号に規定する金融先物取引業をいう。）の業務に係る外務員の職務を行わせる場合は、その者の氏名、生年月日その他細則で定める事項につき、本協会に備える外務員登録原簿（以下「登録原簿」という。）に登録を受けなければならない。

### (外務員資格)

第4条 会員は、その従業員等のうち、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、外務員の登録を受けることができない。

- (1) 本協会が実施する外務員資格試験に合格した者
- (2) 会員の常勤役員（外国法人にあっては、これに類する役職を含む。）又は会員において部長、課長その他の管理職の地位にある者で、金融先物取引業務（外国におけるこれと類似の業務を含む。以下この条において同じ。）に従事した期間が3年以上の者
- (3) 金融商品取引法施行令第1条の8の6第1項第1号又は第2号に掲げる者を対象として外務員の職務を行う者で、金融商品取引業務に従事した期間が3年以上の者
- (4) その他地位、経歴等からみて外務員の職務を行わせることが適當であると認められ

る者

- 2 前項第2号から第4号までは、細則で定める取引に従事する従業員等については、適用しない。

(資格外の外務員の職務の禁止)

- 第5条 会員は、その従業員等のうち、前条の要件を具備した者でなければ、第2条に規定する外務員の職務を行わせてはならない。

(外務員資格の取消し、停止処分)

- 第6条 本協会は、金融先物取引業務に従事する従業員等の服務に関する規則（以下「服務規則」という。）第7条の規定による会員の報告内容を審査した結果、外務員（外務員であった者を含む。以下この条において同じ。）が外務員の職務若しくはこれに付随する業務に関し法令に違反したときその他外務員の職務に関して著しく不適当な行為をしたと認められるときは、その外務員の第4条に規定する外務員資格を取消し（以下この条において「外務員資格取消処分」という。）、又は2年以内の期間を定めてその外務員資格の効力を停止（以下この条において「外務員資格停止処分」という。）する。

- 2 本協会は、前項又は「金融商品仲介業者に関する規則」（以下「仲介業者規則」という。）

第21条第1項の規定により外務員資格停止処分を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その外務員の外務員資格を取り消す。

(1) 1か月を超える期間の外務員資格停止処分を受けた者が、その決定を受けた日から5年以内に、再度その外務員資格の効力の停止期間が1か月を超える外務員資格停止処分を受けることとなったとき。

(2) 外務員資格停止処分を受けた者が、その決定を受けた日から5年以内に、再度外務員資格停止処分を受け、かつ、当該期間中にさらに外務員資格停止処分を受けることとなったとき

- 3 本協会は、前二項の規定による処分をしようとするときは、当該外務員の所属する会員に通知し、弁明の手続を行うものとする。

- 4 本協会は、前項の規定による弁明の手続を行った上で、外務員資格取消処分又は外務員資格停止処分をしたときは、遅滞なく、書面によりその旨を当該会員に通知する。

- 5 会員は、第1項若しくは第2項又は仲介業者規則第21条第1項若しくは第2項の規定により外務員資格取消処分を受けた者について、その決定を受けた日から5年間は、当該外務員の職務を行わせてはならない。

- 6 会員は、第1項又は仲介業者規則第21条第1項の規定により外務員資格停止処分を受けた者について、その外務員資格の効力の停止期間中は、当該外務員の職務を行わせてはならない。

(不服の申立て)

- 第6条の2 前条第4項の通知を受けた会員は、当該通知が到達した日から10日以内に、定款第41条の2に規定する不服審査会に不服の申立てを行うことができる。

(細則への委任)

第6条の3 第6条から前条までの手続について、必要な事項は細則で定める。

(外務員の登録申請)

第7条 会員は、第3条の規定により外務員の登録を受けようとする場合は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を本協会に提出しなければならない。

(1) 登録の申請を行う会員（以下「登録申請会員」という。）の商号又は名称及びその代表者の氏名

(2) 登録の申請に係る外務員についての次に掲げる事項

① 氏名、生年月日及び性別

② 役員又は従業員の別

③ 外務員資格の取得の方法及び資格取得年月日

④ 外務員の職務を行ったことの有無並びに外務員の職務を行ったことのある者については、その所属していた金融商品取引業者若しくは登録金融機関（以下「金融商品取引業者等」という。）又は金融商品仲介業者の商号、名称又は氏名及びその行った期間

⑤ 金融商品仲介業を行ったことの有無及び金融商品仲介業を行ったことのある者については、その行った期間

⑥ 金融商品取引業を行ったことの有無及び金融商品取引業を行ったことのある者については、その行った期間

2 登録申請書には、登録を受けようとする外務員に係る履歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書面並びにその他細則で定める書類を添付しなければならない。

3 第1項の登録申請手続きについて、必要な事項は、細則で定める。

(本協会への照会)

第7条の2 会員は、前条の規定により外務員として登録しようとする者が、最近5年間に他の会員の外務員であったとき、現に他の会員の外務員であるとき、最近5年間に個人金融商品仲介業者であったとき、現に個人金融商品仲介業者であるとき、最近5年間に金融商品仲介業者の外務員であったとき、又は現に金融商品仲介業者の外務員であるときは、本協会から処分を受けているかどうかについて、所定の方法により本協会に照会しなければならない。

2 本協会は、前項の規定により照会を受けたときは、照会を受けた日前5年間の当該者に係る処分の有無及びその概要について、遅滞なく、所定の方法により当該会員に回答するものとする。

(登録及び登録通知)

第8条 本協会は、会員から前条第1項の規定による登録の申請があった場合においては、次条第1項の規定に該当する場合を除くほか、直ちに第3条に定める事項を登録原簿に登録するものとする。

2 本協会は、前項の規定により登録をした場合は、遅滞なく、書面によりその旨を登録申請会員に通知するものとする。

(登録の拒否)

第9条 本協会は、登録申請に係る外務員が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくは添付書類に虚偽の記載があり若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否するものとする。

(1) 法第29条の4第1項第2号イからリまでに掲げる者

(2) 法第64条の5の規定又はこの規則第11条第1項の規定により外務員の登録を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者

(3) 登録申請会員以外の金融商品取引業者等又は金融商品仲介業者に所属する外務員として登録されている者

(4) 法第66条の規定により登録されている者

2 本協会は、前項の規定により登録を拒否しようとするときは、細則で定めるところにより、当該登録申請会員に通知し、審問を行うものとする。

3 本協会は、前項の規定による審問の結果、登録を拒否したときは、遅滞なく、書面によりその旨を登録申請会員に通知するものとする。

(登録事項の変更等届出)

第10条 会員は、第8条第1項の規定により登録を受けている外務員について、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、遅滞なく、所定の様式によりその旨を本協会に届け出なければならない。

(1) 第7条第1項第2号①及び②に掲げる事項に変更があったとき

(2) 法第29条の4第1項第2号イからリまでのいずれかに該当することとなったとき

(3) 退職その他の理由により外務員の職務を行わないこととなったとき

2 前項第3号の規定により届出を行おうとする会員は、当該届出に係る外務員が服務規則第5条に規定する不適切行為等により顧客に損失を及ぼしたときは、当該届出の前に同規則第7条に規定する事故報告書を提出しなければならない。

(外務員についての処分)

第11条 本協会は、登録を受けている外務員が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合は、その登録を取り消し、又は2年以内の期間を定めて外務員の職務の停止の処分を行うことができる。

(1) 法第29条の4第1項第2号イからリまでのいずれかに該当することとなったとき、又は登録の時点ですでに第9条第1項各号のいずれかに該当していたことが判明したとき

(2) 金融商品取引業務に関し外務員の職務若しくはこれに付随する業務に関し法令に違反したときその他外務員の職務に関して著しく不適当な行為をしたと認められるとき

- (3) 過去5年間に第14条第1項第3号の規定により登録を抹消された場合において、当該登録を受けていた間の行為（当該過去5年間の行為に限る。）が前号に該当していたことが判明したとき
- 2 本協会は、前項の規定による処分をしようとするときは、細則に定めるところにより、当該外務員の所属する会員に通知し、聴聞を行うものとする。
- 3 本協会は、前項の規定による聴聞の結果、当該外務員について処分を行ったときは、遅滞なく、書面にその理由を記載のうえ、当該外務員の所属する会員に通知するものとする。

(外務員についての処分内容の公表)

第12条 本協会は、前条第3項の通知を行ったときは、当該外務員についての処分内容について、次の各号の定めるところにより、これを公表するものとする。

(1) 公表対象

証券取引等監視委員会が、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、勧告を行ったもの

(2) 公表内容

所属する会員名、役職名、法令等違反行為の概要及び処分内容

(処分者に対する研修)

第13条 会員は、第6条第1項の規定により外務員資格停止処分を受けた者又は第11条第1項の規定により外務員の職務の停止の処分を受けた者について、速やかに、本協会が指定する研修を受講させなければならない。

(登録の抹消)

第14条 本協会は、次に掲げる場合においては、登録原簿につき、外務員に関する登録を抹消する。

- (1) 第11条第1項の規定により外務員の登録を取り消したとき  
(2) 外務員の所属する会員が本協会の会員資格を喪失したとき  
(3) 退職その他の理由により外務員の職務を行わないこととなった事実が確認されたとき

2 本協会は、前項第2号又は第3号の規定により外務員の登録を抹消したときは、遅滞なく、書面によりその旨を当該外務員の所属する会員に通知するものとする。

(登録事務に関する届出)

第15条 本協会は、第8条第1項の規定による登録、第10条の規定による届出に係る登録の変更、第11条第1項の規定による処分（登録の取消しを除く。）又は前条の規定による登録の抹消をした場合には、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書類を当該外務員の所属する会員の本店又は主たる営業所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に提出するものとす

る。

- (1) 当該外務員の所属する会員の商号又は名称
- (2) 当該外務員の氏名及び生年月日
- (3) 処理した登録事務の内容及び処理した年月日
- (4) 前号に掲げる登録事務の内容が職務の停止の処分又は登録の抹消である場合には、その理由

(登録手数料の納付)

第 16 条 会員は、第 7 条第 1 項の規定により、外務員の登録を受けようとするときは、金融商品取引業等に関する内閣府令第 256 条に定める登録手数料を本協会に納めなければならぬ。

2 前項の登録手数料は、原則として登録申請書を提出する際に、現金により納めるものとする。

(登録申請書等の様式)

第 17 条 この規則に規定する登録申請書その他の書類は、細則に定める様式によるものとする。

(外務員資格更新研修の受講等)

第 18 条 会員は、登録を受けている外務員（第 4 条第 1 項第 1 号に該当することを資格要件とする者に限る。この条及び次条において同じ。）に、その登録を受けた日（以下「外務員登録日」という。）を基準として 5 年目ごとの日の属する月の初日から 1 年以内に、外務員資格更新研修（以下「資格更新研修」という。）を受講させなければならない。ただし、細則で定める者については、この限りではない。

2 会員は、外務員の登録を受けていない者について、新たに外務員の登録を受けたときは、外務員登録日後 180 日以内に、第 1 項の資格更新研修を受講させなければならない。ただし、細則で定める者については、この限りではない。

3 本協会は、第 1 項又は第 2 項に定める期間内に資格更新研修を修了しなかった者について、当該期間の最終日（以下「受講義務期限」という。）の翌日にすべての外務員資格の効力を停止し、その所属する会員に対しその旨を通知する。

4 会員は、前項の規定により外務員資格の効力を停止された者について、当該停止が解除されるまでの間は、外務員の職務を行わせてはならない。

5 会員は、受講義務期限までに資格更新研修を修了しなかった者について、その翌日から 180 日までの間（以下「猶予期間」という。）に、資格更新研修を受講させることができる。

6 本協会は、前項の規定により資格更新研修を修了した者について、その修了日に外務員資格の効力の停止を解除し、その所属する会員に対しその旨を通知する。

7 本協会は、猶予期間に資格更新研修を修了しなかった者（猶予期間に外務員の登録を抹消した場合を含む。）について、すべての外務員資格を取り消し、その所属する会員に対

しその旨を通知する。

(社内研修の受講)

第 19 条 会員は、登録を受けている外務員について、資格更新研修とは別に、毎年、外務員の資質の向上のための社内研修を受講させなければならない。

## 附 則

この規則は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。ただし、会員（施行日の前日までに金融先物取引業者の許可を受けた法人に限る。）は、施行日から平成 17 年 12 月 31 日までの間は、第 3 条の規定にかかわらず、外務員の登録を受けた者以外の者に外務行為を行わせることができる。

## 附 則（平 19.8.28 一部改正）

この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。

ただし、第 7 条の 2 の規定は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第 1 条及び第 2 条を改正。
- (2) 第 4 条第 1 項中第 4 号を改正し、第 2 項を新設。
- (3) 第 6 条第 1 項を改正。
- (4) 第 7 条第 1 項中第 2 号ニを改正。
- (5) 第 7 条の 2 を新設。
- (6) 第 9 条第 1 項中第 1 号から第 3 号までを改正し、第 4 号を新設。
- (7) 第 10 条第 1 項中第 2 号を改正。
- (8) 第 11 条第 1 項中第 1 号及び第 2 号を改正。
- (9) 第 16 条第 1 項及び第 17 条を改正。

## 附 則（平 19.10.26 一部改正）

この改正は、平成 19 年 10 月 26 日から施行する。

(注) 改正条項は、第 3 条を改正。

## 附 則（平 21.2.25 一部改正）

1 この改正は、平成 21 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 施行日前に外務員登録を受けた者のうち、第 4 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当しない者で、外務員の登録を受けた日から 1 年以内に外務員の資格を取得することとさ

れている者は、外務員登録日から 1 年が経過する日又は平成 21 年 6 月 30 日のいずれか早い日までに第 4 条に規定する資格を取得するものとする。ただし、当該外務員登録日から 1 年が経過する日が平成 21 年 2 月 1 日から同年 4 月 30 日までの間に到来する者は、平成 21 年 4 月 30 日までに当該資格を取得するものとする。

3 施行日前に外務員登録を受けた者のうち、本協会が実施した内部管理責任者資格試験に合格して資格要件を満たした者は、施行日以降も外務員としての資格要件を満たしているものとみなす。

4 施行日前に外務員登録を受けた者のうち、本協会が実施した内部管理責任者資格試験に合格して資格要件を満たした者は、第 18 条第 1 項の規定にかかわらず、外務員資格更新研修の対象とする。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第 4 条第 1 項及び第 2 項を改正。
- (2) 第 13 条を改正。
- (3) 第 18 条、第 19 条を新設。
- (4) 制定附則 2、3 を削る。

#### 附 則（平 22.4.30 一部改正）

この改正は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第 4 条第 1 項第 3 号を改正。
- (2) 第 18 条第 2 項を新設し、第 2 項を改正のうえ第 3 項とし、第 3 項を改正のうえ第 4 項とし、第 4 項から第 6 項までを 1 項ずつ繰り下げる。

#### 附 則（平 24.11.22 一部改正）

この改正は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第 2 条を改正。
- (2) 第 3 条を改正。
- (3) 第 6 条第 1 項から第 5 項を改正。
- (4) 第 7 条第 1 項第 2 号①から④を改正、⑤及び⑥を新設。
- (5) 第 7 条の 2 第 1 項を改正。
- (6) 第 9 条第 1 項第 3 号を改正。
- (7) 第 10 条第 1 項第 1 号を改正。
- (8) 第 11 条第 1 項第 2 号を改正。

#### 附 則（平 27.5.28 一部改正）

この改正は、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 44 号）公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日（平成 27 年 5 月 29 日）から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第 6 条第 2 項、第 4 項及び第 5 項を改正。
- (2) 第 9 条第 1 項第 1 号を改正。
- (3) 第 10 条第 1 項第 2 号を改正。
- (4) 第 11 条第 1 項第 1 号を改正。

#### 附 則（平 29.3.13 一部改正）

この改正は、平成 29 年 6 月 23 日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第 6 条第 3 項から第 5 項までを第 4 項から第 6 項までとし、第 3 項を新設し、第 4 項を改正。
- (2) 第 6 条の 2 を新設。
- (3) 第 6 条の 3 を新設。